

パブリックコメント手続の流れ

1 パブリックコメント実施のお知らせ

パブリックコメントを行う計画の概要や意見の提出方法、資料の閲覧場所等の必要な情報について、市広報ならびに市ホームページでお知らせします。

2 計画（案）及び参考資料の閲覧

市ホームページまたは指定された場所で、公表される計画（案）及び参考資料を閲覧します。なお、意見の提出様式も併せて備えています。

〔 計画（案）及び参考資料、意見の提出様式の備付け場所
市のホームページへの掲載、実施機関の担当課、市役所1階情報公開総合窓口、大和支所及び各出張所、その他計画等の内容に応じて実施機関が適当と認める場所 〕

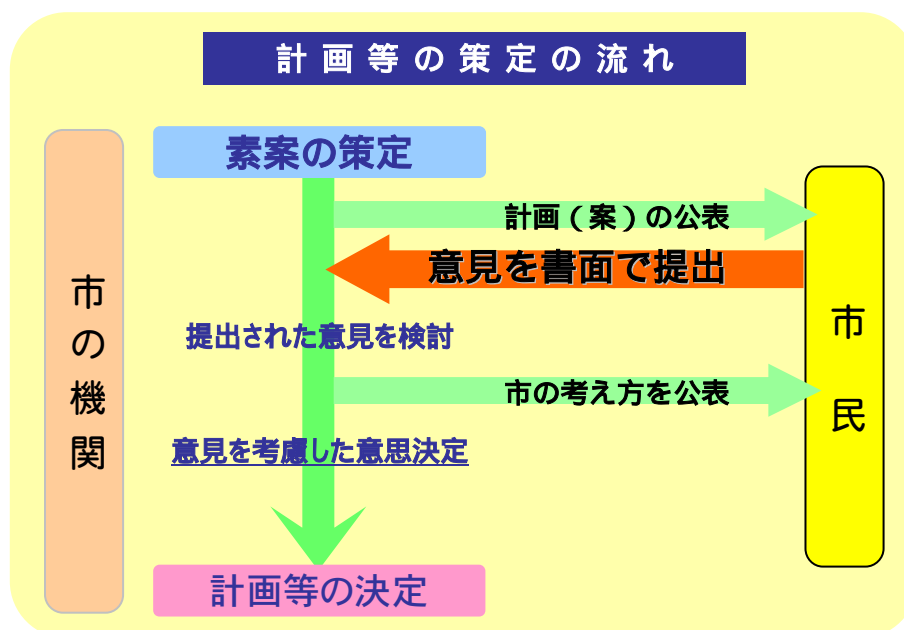
3 意見の提出

意見の提出様式または住所・氏名（団体はその名称・所在地・代表者の氏名・連絡先）等の必要事項を明記した様式に、「題名」及び「意見・提言の内容」を記入し、決められた提出窓口に参加するか、郵送・ファックス・電子メールのいずれかの方法で提出します。

〔 氏名その他の属性に関する情報は原則非公開ですが、公表する場合には募集要項等にあらかじめ明示します。 〕

4 市の考え方の公表及び計画等の決定

市民からの意見を考慮して、計画等の最終的な意思決定を行うとともに、「提出された意見の概要」「意見に対する実施機関の考え方」「計画等の案を修正したときは当該修正の内容及び理由」を市ホームページならびに市広報で公表します。



パブリックコメントとは

市の基本的な政策や計画等の策定過程における案に対して、市民の皆さんが意見を書面で提出することができ、その意見を考慮した最終的な意思決定が行われるとともに、意見に対する市の考え方が公表される一連の手続のことをいいます。

パブリックコメント制度の目的は

「共創と協働で育む まちづくり」の実践に向けて、市の政策形成の過程において市民意見を反映させ、広く市民への説明責任を果たすことで、市政運営における公正性の確保と透明性の向上を図ることを目的としています。